

[様式第13号]

[制限付き一般競争入札]

## 質 疑 応 答 書

工事名 中央第4号幹線工事1

質 問 事 項	回 答
入札時に提出する積算内訳書について、設計内訳（補助）p26～設計内訳書（単独）p45までと考えてよろしいでしょうか。	業務委託費内訳書の提出もお願いいたします。
工事総括表において、（補助）と（単独）の2件の工事がありますが、経費の算出は2件の直接工事費と共通仮設（積上分）を合算した金額を対象金額として経費を算出すると考えてよろしいでしょうか。	本工事は、（補助）と（単独）を併せて、1件の工事としております。 予定価格算出にあたり、経費については、土木工事標準積算基準書（宮城県土木部）に基づき、算出しております。
共通仮設費、現場管理費、一般管理費の経费率分計算の対象額控除項目として、「処分費等」以外の項目がありましたらご教示願います。	「シールド機本体関係機械器具損料等」、「交換ビット類（機内交換）」は共通仮設費、現場管理費における率分計算の対象外です。 「土質等試験費」、「六価クロム溶出試験」、「土壌調査（溶出試験）」は間接工事費の対象外です。
工期設定の基本となる積算用工程表をご提示願います。	工程表は設計図書としていないため、提示はできません。
川内準幹線、袋町分水、五橋分水の3か所の施工時期は、特に制約はないものと考えてよろしいでしょうか。供用開始は工事検査後と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
No.3 立坑については、2工区との調整が必要との記載に関して、1工区ミニシールド通過後ならびに2工区φ800推進工が到達後に人孔構築開始すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 2工区の受注者との調整により変更になることがあります。

[様式第 1 3 号]

<p>シールドの発生土処分は、環境基準値内と環境基準 5 倍以内の数量が 50% ずつになっておりますが、実際の処分数量により設計変更されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実際の現場条件を踏まえ、契約後の設計変更協議の対象とします。</p>
<p>図面 89/115 の詳細縦断面図において、1.詳細不明の埋設物の記載があります。試掘後の各種対応については設計変更対応と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実際の現場条件を踏まえ、契約後の設計変更協議の対象とします。</p>
<p>ミニシールドのビット交換のための測点 No.17 での薬液注入は、車線規制により昼間工事が可能と考えてよろしいでしょうか。薬液注入プラントについては車上プラントによる対応と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>測点 No.17 での薬液注入については昼間施工と考えております。 契約後の道路管理者、所轄警察署との協議により変更になることがあります。 プラントについては地上に設置することを想定しております。施工方法の指定はございません。</p>
<p>発進立坑の施工に際して、河川敷とのことから必要な申請や規制などがありますでしょうか。発進立坑周辺の使用可能な用地範囲をご教示願います。</p>	<p>河川法第 24 条、第 27 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の許可を得ております。施工の際には着手届を発注者が提出します。 発進立坑周辺の使用可能な用地範囲は公園管理者等との協議により決定します。</p>
<p>ミニシールド工の発生土処理は土砂の積込・運搬となっておりますが、含水比の高い汚泥となった場合には改良等の設計変更がされると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実際の現場条件を踏まえ、契約後の設計変更協議の対象とします。</p>
<p>交通誘導警備員の設計上の人工が設定されておりますが、道路占有許可、道路使用許可などが設定と異なった場合には設計変更頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実際の現場条件を踏まえ、契約後の設計変更協議の対象とします。</p>
<p>測点 No.5+15 付近から SP3 付近で下水隧道（1940 × 2770）と 1 D 程度（1 D = 1310mm）の離隔距離でミニシールドが近接掘進となります。下水隧道への影響は無いものと考えてよろしいでしょうか。下水隧道の計測管理なども不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>下水隧道への影響は無いものと考えております。 実際の現場条件を踏まえ、契約後の設計変更協議の対象とします。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>上記に関連して、No.3 到達立坑部は交通規制による昼間施工と考えてよろしいでしょうか。また、常設作業帯の設置は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。 契約後の道路管理者, 所轄警察署との協議により変更になることがあります。</p>
<p>No.2 中間立坑工事については迂回路誘導による通行止めにより、昼間施工が可能と考えてよろしいでしょうか。常設作業帯の設置が可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。 契約後の道路管理者, 所轄警察署との協議により変更になることがあります。</p>
<p>袋町分水の管きょ工（小口径推進）については設計書に夜間施工の記載がないことから昼間施工と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。 契約後の道路管理者, 所轄警察署との協議により変更になることがあります。</p>
<p>No.2 中間立坑の掘削は、ミニシールド天端レベルから 1 D の土被りを残した状態で掘削工を一時休止し、ミニシールドの通過後に床付けまで掘削を施工すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>施工方法の指定はございません。</p>
<p>試験掘費については設計書には夜間との記載がございません。すべての試験掘費は交通規制による昼間施工と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。 契約後の道路管理者, 所轄警察署との協議により変更になることがあります。</p>
<p>試験掘に必要な道路管理者の許可は工事着手の 11 月までに許可されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約後に受注者作成の施工計画に基づき発注者が道路管理者に申請いたします。</p>
<p>特記仕様書 P23 において、試験掘結果に基づき管理者との協議成立後に本工事着手を認めるとの記載があります。すべての試験掘完了後という事ではなく、発進立坑や中間立坑、到達立坑ごとの関連するエリアの試験掘後に協議が成立すれば、そのエリアの施工は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>発進立坑の進入路の盛土施工エリアは一部河川用地と思われませんが、管理者への申請などは完了していると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>河川法第 24 条, 第 27 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の許可を得ております。施工の際には着手届を発注者が提出します。</p>

[様式第13号]

発進立坑への進入路は、工事関係者以外は立ち入り禁止措置が必要と考えてよろしいでしょうか。	契約後の道路管理者，所轄警察署，公園管理者との協議によります。
防音ハウス内の天井クレーンの能力をご教示願います。天井クレーン本体損料の計上箇所についてご教示願います。	5 t吊です。 「機械器具損料 シールド設備等」に計上しております。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。